

第3次広島市環境基本計画（骨子案）

1 本計画の基本的事項

(1) 計画の位置付け

「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき策定する計画であり、広島市基本計画の環境に関する部門計画である。環境分野の行政計画との関係では「施策の実施等に当たって従うべき中長期的な指針を示すもの」とし、環境分野以外の行政計画との関係では「施策の実施等に当たって考慮すべき環境に関する中長期的な視点を与えるもの」とする。

(2) 計画期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

(3) 環境像及び基本目標

本市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿を環境像とし、環境像の実現に向けた基本目標を4つの環境区分（自然環境、都市環境、生活環境、地球環境）ごとに設定する。今回の改定に当たっては、第2次広島市環境基本計画で設定した環境像及び基本目標を継承する。

2 改定に当たってのポイント

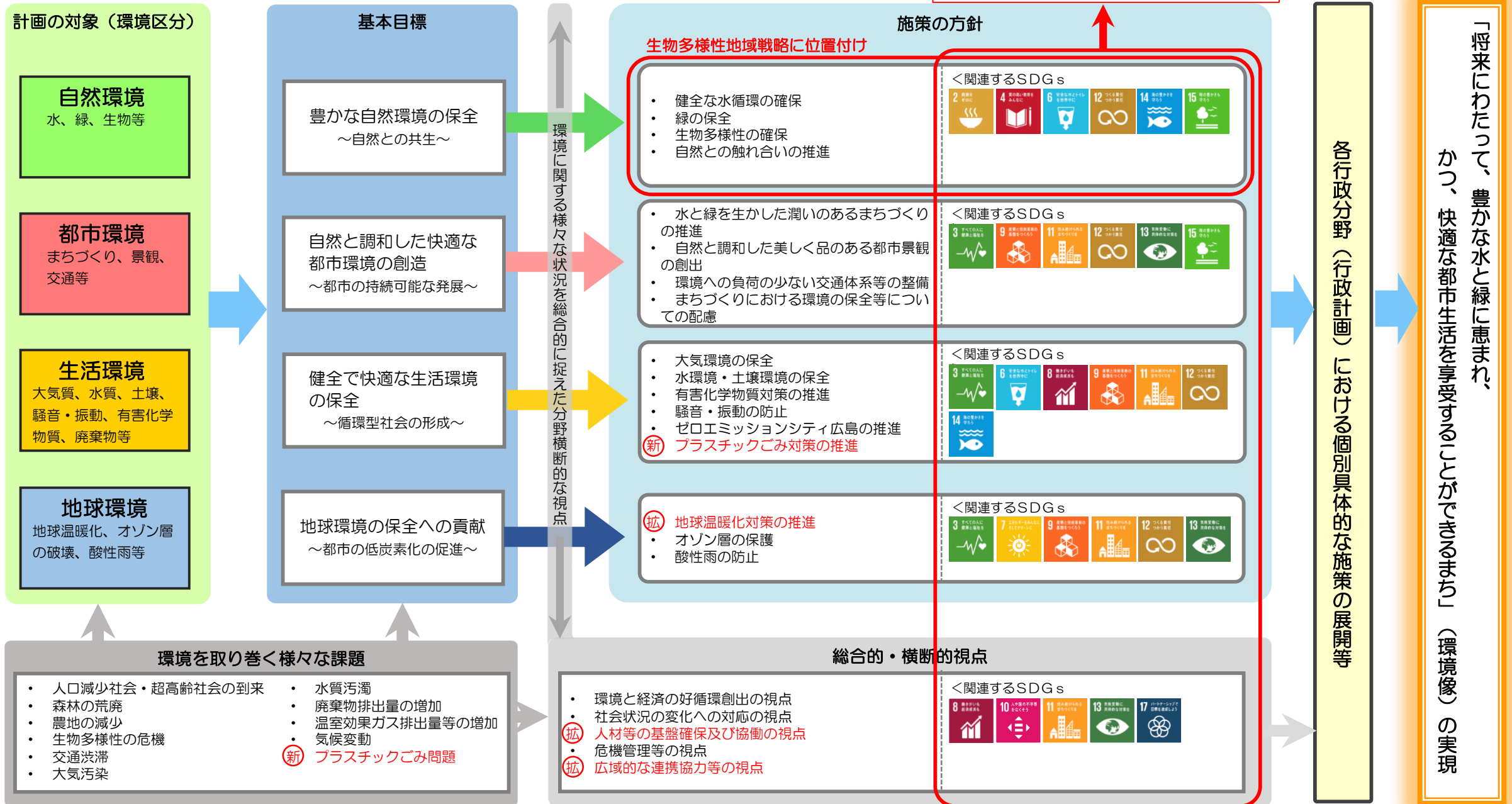
(1) 持続可能な開発目標（SDGs）との関連付け

第6次広島市基本計画の案において、本市の都市像である「国際平和文化都市」の具現化に向け、SDGsを同計画に掲げる施策の目標として位置付けており、本計画においても、施策の方針にSDGsを関連付け、その達成に向けて施策を推進する。

(2) 本市の環境を取り巻く状況の変化への対応

第2次広島市環境基本計画の策定以降、地球温暖化による気候変動の影響が疑われる自然災害の頻発や、生物多様性の危機、プラスチックごみ問題など、様々な環境問題が顕在化している。このような状況の変化に対し、広域的な連携協力や市民・事業者・行政の協働等の視点を持って対応する。

3 計画の体系



豊かな自然環境の保全 ～自然との共生～

- 健全な水循環の確保**
水循環に関する様々な事象を総合的かつ一体的に捉えた上で、健全な水循環の確保に関する諸施策の展開等を図る。
- 緑の保全**
森林、農地及び市街地等の緑の保全により、緑の有する多面的機能の維持向上を図る。
- 生物多様性の確保**
生物の多様性の確保に係る適切な管理及び保護対策を行う。
- 自然との触れ合いの推進**
多くの市民が自然との付き合い方や自然に関する知識等を学べる機会を提供し、それが環境の保全等に資する具体的な行動に結び付くような仕組みを確保する。

自然と調和した快適な都市環境の創造 ～都市の持続可能な発展～

- 水と緑を生かした潤いのあるまちづくりの推進**
市街地の水辺や緑の整備、保全及び活用により、水と緑を生かした潤いのあるまちづくりを推進する。
- 自然と調和した美しく品のある都市景観の創出**
本市の景観の特性を生かし、その価値を高めながら、豊かな自然と調和した美しく品のある都市景観の創出に取り組む。また、国際平和文化都市にふさわしい品格を醸し出すよう、まちの美化に一層取り組む。
- 環境への負荷の少ない交通体系等の整備**
環境への負荷が少なく、安全に安心して、かつ、快適に利用できる交通体系等の整備を図る。
- まちづくりにおける環境の保全等についての配慮**
エネルギー消費が少なく、安心して暮らせる集約型都市構造への転換を図る。
さらに、日頃から、行政と住民が一体となって、地域防災力を高めるなど、防災・減災のまちづくりに向けた取組を進める。

健全で快適な生活環境の保全 ～循環型社会の形成～

- 大気環境の保全**
大気汚染の状況を監視するとともに、大気汚染物質の発生源となっている自動車、工場・事業場等への対策等を推進し、大気質の維持向上を図る。
- 水環境・土壌環境の保全**
水質汚濁等の状況を監視するとともに、家庭、工場・事業場等からの排水に関する対策等を推進し、水質の維持向上を図る。また、土壌汚染対策を推進する。
- 有害化学物質対策の推進**
有害化学物質による汚染の状況を監視するとともに、必要な規制、指導等の取組を進める。
- 騒音・振動の防止**
騒音・振動の状況を監視するとともに、それぞれのケースに応じて規制、指導等の取組を進める。
- ゼロエミッションシティ広島の推進**
廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理に向けた施策を更に推進し、循環型社会の形成に取り組む。
- プラスチックごみ対策の推進**
プラスチックごみの増加を抑制するため、プラスチックごみの削減や、海洋への流出防止対策に取り組む。

地球環境の保全への貢献 ～都市の低炭素化の促進～

- 地球温暖化対策の推進**
市民、事業者、行政等の全ての主体による省エネルギー対策の推進や、再生可能エネルギーを活用した分散型電源の導入など、地球温暖化防止への取組（緩和策）を推進するとともに、気候変動とその影響に対する市民の認識・理解の向上、風水害や土砂災害、熱中症等のリスクに対する対応力の向上など、地球温暖化による気候変動への適応（適応策）を推進する。
- オゾン層の保護**
過去に生産された冷蔵庫、エアコン等に充填されているフロン類等の管理の適正化等、オゾン層の保護に資する取組を推進する。
- 酸性雨の防止**
酸性雨の原因物質である硫酸化物や窒素酸化物の排出の抑制等、酸性雨の防止に資する取組を推進する。

総合的・横断的視点

- 環境と経済の好循環創出の視点**
環境の保全等に係るビジネスが経済を進展させ、その発展が環境分野を中心に様々な経済活動につながり、さらにそれが環境の保全等に資するという好循環を創出する。
- 社会状況の変化への対応の視点**
人口減少、高齢化、財源確保の困難化などの社会状況の変化を踏まえ、環境の保全及び創造に取り組むとともに、地域の特性等に応じたまちづくりを進める。
- 人材等の基盤確保及び協働の視点**
市民、事業者、行政等の各主体の特性等を踏まえ、それぞれの環境意識が環境の保全等に資する行動に結びつくよう配慮するとともに、それぞれの役割を認識しながら協働する仕組みを確保する。
- 危機管理等の視点**
防災や減災に係る対応や、気候変動による様々な影響を防止・軽減し、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進する。
- 広域的な連携協力等の視点**
広域的な環境問題に対応するため、関係地方公共団体等相互の連携協力を確保し、また、国際的な連携を図る。

これらの方針に沿った各行政分野における施策の展開により、関連するSDGsの達成に貢献する。